別表

担当	職務
政策調整担当	［略］
重要土地担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号。以下「重要土地法」という。）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 2　重要土地法に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

別表

担当	職務
政策調整担当	［同上］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和四年六月一日から施行する。